

令和5年1月24日

介護保険法の一部改正による介護情報基盤の整備に対する意見

全国市長会

介護情報を一元的に管理・利活用することに関し、令和4年12月20日の社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」では、「地域支援事業として位置付ける方向で、より効率的・効果的な運用となるよう、自治体等の関係者の意見も十分踏まえながら検討することが適当」とされている中、自治体との協議が無いまま、唐突に改正法案がまとめられていることは、甚だ遺憾であり、まずは、下記の通り意見を申し述べる。

記

- 事業の位置付けや効率的・効果的な運用についての法定に際しては、その趣旨・目的や、利活用の具体的な在り方等を自治体等の関係者の意見も十分に踏まえて明確にすべきである。
- 改正法案において、市町村に対する事業所からの情報収集や、国に対する情報提供は義務とされている一方、事業所から市町村への情報提供は任意とされており、市町村のみに義務が課されることには、情報基盤の一元的な利活用の実効性を持たせる観点からも疑問があることから、反対するものである。

以上